

福岡県肥料の品質の確保等に関する法律施行細則（昭和六十年福岡県規則第四十五号）の一部を改正する規則

改正案	現行												
<p>(削除)</p> <p>(報告義務)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(事故肥料の譲渡許可証)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>(施用上の注意等の表示義務)</p> <p>第五条 法第四条第一項若しくは第三項の規定による知事の登録を受けた普通肥料又は法第十六条の「第一項若しくは第二項の規定による知事への届出に係る指定混合肥料の生産業者は、別表の表示しなければならない対象肥料の欄に掲げる肥料の区分に応じ、それぞれ同表の表示事項の欄に掲げる表示事項を、その容器又は包装の外部（容器又は包装を用いないものにあつては、各荷口又は各個）に表示しなければならない。</p> <p>(報告義務)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(事故肥料の譲渡許可証)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>別表（第5条）</p> <table border="1" data-bbox="810 958 1469 1771"> <thead> <tr> <th data-bbox="810 958 1139 987">表示しなければならない対象肥料</th> <th data-bbox="1142 958 1469 987">表示事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="810 992 1139 1104">1. 石灰窒素が原料として使用された普通肥料（原料が石灰窒素に限られたもの及び化学的操作を加えたものを除く。）</td> <td data-bbox="1142 992 1469 1104">この肥料には、石灰窒素が入っていますから、施用後24時間以内は飲酒しないでください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 1108 1139 1220">2. たばこくずが原料として使用された普通肥料</td> <td data-bbox="1142 1108 1469 1220">この肥料には、たばこくず（粉末）が入っていますから、桑園又はその付近において使用すると、桑の葉にニコチンが吸収されて、蚕に害を与えることがあります。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 1225 1139 1337">3. 土壌中における硝酸化成を抑制する材料が使用された尿素、液状複合肥料又は家庭園芸用複合肥料</td> <td data-bbox="1142 1225 1469 1337">この肥料には、硝酸化成抑制材が入っていますから、葉面散布用には使用しないでください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 1341 1139 1630">4. 動物由来たん白質（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の2の（1）に定める動物由来たん白質であつて、同（1）の表の第2欄に定める確認済ゼラチン等以外のものをいう。以下同じ。）が原料として使用された普通肥料（5に掲げるものを除く。）</td> <td data-bbox="1142 1341 1469 1630"> <p>この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用してください。</p> <p>(注)動物由来たん白質の次に（ ）を付し、（ ）の中にその由来する動物種を記載することができる。</p> <p>記載例</p> <p>この肥料には、動物由来たん白質（豚に由来するもの）が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用して下さい。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 1635 1139 1747">5. 牛由来の原料を原料として生産された普通肥料</td> <td data-bbox="1142 1635 1469 1747">この肥料には、牛由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。</td> </tr> </tbody> </table>	表示しなければならない対象肥料	表示事項	1. 石灰窒素が原料として使用された普通肥料（原料が石灰窒素に限られたもの及び化学的操作を加えたものを除く。）	この肥料には、石灰窒素が入っていますから、施用後24時間以内は飲酒しないでください。	2. たばこくずが原料として使用された普通肥料	この肥料には、たばこくず（粉末）が入っていますから、桑園又はその付近において使用すると、桑の葉にニコチンが吸収されて、蚕に害を与えることがあります。	3. 土壌中における硝酸化成を抑制する材料が使用された尿素、液状複合肥料又は家庭園芸用複合肥料	この肥料には、硝酸化成抑制材が入っていますから、葉面散布用には使用しないでください。	4. 動物由来たん白質（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の2の（1）に定める動物由来たん白質であつて、同（1）の表の第2欄に定める確認済ゼラチン等以外のものをいう。以下同じ。）が原料として使用された普通肥料（5に掲げるものを除く。）	<p>この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用してください。</p> <p>(注)動物由来たん白質の次に（ ）を付し、（ ）の中にその由来する動物種を記載することができる。</p> <p>記載例</p> <p>この肥料には、動物由来たん白質（豚に由来するもの）が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用して下さい。</p>	5. 牛由来の原料を原料として生産された普通肥料	この肥料には、牛由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。
表示しなければならない対象肥料	表示事項												
1. 石灰窒素が原料として使用された普通肥料（原料が石灰窒素に限られたもの及び化学的操作を加えたものを除く。）	この肥料には、石灰窒素が入っていますから、施用後24時間以内は飲酒しないでください。												
2. たばこくずが原料として使用された普通肥料	この肥料には、たばこくず（粉末）が入っていますから、桑園又はその付近において使用すると、桑の葉にニコチンが吸収されて、蚕に害を与えることがあります。												
3. 土壌中における硝酸化成を抑制する材料が使用された尿素、液状複合肥料又は家庭園芸用複合肥料	この肥料には、硝酸化成抑制材が入っていますから、葉面散布用には使用しないでください。												
4. 動物由来たん白質（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の2の（1）に定める動物由来たん白質であつて、同（1）の表の第2欄に定める確認済ゼラチン等以外のものをいう。以下同じ。）が原料として使用された普通肥料（5に掲げるものを除く。）	<p>この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用してください。</p> <p>(注)動物由来たん白質の次に（ ）を付し、（ ）の中にその由来する動物種を記載することができる。</p> <p>記載例</p> <p>この肥料には、動物由来たん白質（豚に由来するもの）が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用して下さい。</p>												
5. 牛由来の原料を原料として生産された普通肥料	この肥料には、牛由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。												

改正案

現行

様式第3号 (第5条)

様式第3号 (第6条)

特殊肥料生産量報告書

特殊肥料生産量報告書

年 月 日

年 月 日

福岡県知事 殿

福岡県知事 殿

住 所
氏 名 (名称及び代表者の氏名)

住 所
氏 名 (名称及び代表者の氏名)

届 出 名			
商 品 名			
区分 時期	総生産量 (トン)	肥料用生産量 (トン)	肥料外生産量 (トン)
前 1 ~ 6 月			
後 7 ~ 12 月			
計			

届 出 名			
商 品 名			
区分 時期	総生産量 (トン)	肥料用生産量 (トン)	肥料外生産量 (トン)
前 1 ~ 6 月			
後 7 ~ 12 月			
計			

改正案

様式第4号 (第5条)

肥料入・出荷量報告書

年 月 日

福岡県知事 殿

住 所
氏 名 (名称及び代表者の氏名)

年 月～ 月 (上・下半期)

肥 料 の 種 類	入 荷 数 量 (トン)	県内出荷数量 (トン)	備 考
計			

現行

様式第4号 (第6条)

肥料入・出荷量報告書

年 月 日

福岡県知事 殿

住 所
氏 名 (名称及び代表者の氏名)

年 月～ 月 (上・下半期)

肥 料 の 種 類	入 荷 数 量 (トン)	県内出荷数量 (トン)	備 考
計			

改正案

様式第5号 (第6条)

事 故 肥 料 譲 渡 許 可 証	
許 可 番 号	福 岡 県 事 故 肥 料 第 号
許 可 年 月 日	年 月 日
氏名又は名称及び住所	
事 故 肥 料 の 種 類	
事 故 肥 料 の 名 称	
譲 渡 許 可 数 量	
<p>肥料の品質の確保等に関する法律第19条第2項の規定により、上記のとおり譲渡を許可する。 ただし、当該肥料譲渡の際は、同施行令第7条の規定に基づき事故肥料成分票を添付することを条件とする。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>福岡県知事</p>	

現行

様式第5号 (第7条)

事 故 肥 料 譲 渡 許 可 証	
許 可 番 号	福 岡 県 事 故 肥 料 第 号
許 可 年 月 日	年 月 日
氏名又は名称及び住所	
事 故 肥 料 の 種 類	
事 故 肥 料 の 名 称	
譲 渡 許 可 数 量	
<p>肥料の品質の確保等に関する法律第7条の規定により、上記のとおり譲渡を許可する。 ただし、当該肥料譲渡の際は、同施行令第8条の規定に基づき事故肥料成分票を添付することを条件とする。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>福岡県知事</p>	